

## 新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

※「発症した後5日を経過」し、かつ「症状が軽快した後1日を経過」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。  
 それに加えて、軽快した日によって、出席停止期間は延期することがあります。  
 （発症後5日目以降に軽快した場合【例3】は、出席停止までの期間が延期されています。）

※発症日（発症当日0日目）は、病院に受診した日ではなく、症状が始まった日です。  
 そのため、病院受診時に、医師に発症日を確認することが必要となります。  
 無症状の場合、検体を採取した日から5日を経過するまでとなります。

	症 状	発症日・検 体採取日 (発症当日 0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後2日目に 症状軽快した場合	症状	症状	症状軽快	軽快後 1日目			登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	無症状の場合	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例3	発症後5日目に 症状軽快した場合	症状	症状	症状	症状	症状	症状軽快	軽快後 1日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※その後は、軽快した日によって、出席停止日が順次延期されていきます。

発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスク着用を推奨する。